

令和5年度

鹿児島県立出水特別支援学校高等部入学者募集要項

〔1〕募集定員及び出願資格

1 募集定員

第1学年 40人

(ただし、特別の理由がある場合については、県教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。)

2 出願資格

出願資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害者又は肢体不自由者の障害の程度を有する者

学校教育法施行令第22条の3

(知的障害)

一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも

二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも

(肢体不自由)

一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも

二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも

- (2) 原則として、保護者が県内に居住している者
(3) 本校通学学区(4市3町): 出水市, 阿久根市, 伊佐市, 薩摩川内市のうち祁答院町, さつま町, 長島町, 湧水町
(4) 令和5年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者, 又は卒業した者, あるいは学校教育法施行規則第95条(中学校卒業者と同等者)に該当する者

〔2〕出願

1 出願書類等の請求

各中学校より直接本校に、電話等で請求し、直接受け取るか、郵送で受け取るかを確認する。なお、郵送を希望する場合は、封書に下記の人数分の切手のみ(返信用封筒不要)を同封する。

切手用途	出願者数	人数		
		1人の場合	2人の場合	3人の場合
出願書類郵送用(学校宛て) (角形2号封筒) 普通郵便		140円	250円	

2 出願期間

令和5年1月31日(火)から2月10日(金)の正午必着とする。

受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分まで

3 出願手続

- (1) 入学志願者は，出身学校長を経て次の出願書類を提出する。

「簡易書留」で郵送する。また，直接持参する場合は，事前に連絡する。

- ア 入学願書 (様式1：保護者記入)
- イ 調査書 (様式2：保護者記入)
- ウ 調査書 (様式3：出身学校記入) 肢体不自由課程受検者のみ
- エ 個人記録票 (様式4：出身学校記入)
- オ 心身の発達状況 (様式5：出身学校記入)

様式5については，本校ホームページより電子データをダウンロードして書類を作成したものを印刷すること。

- (2) 調査書様式3については，令和5年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱の調査書作成を参考にして記入すること。
- (3) 個人記録票には写真(縦3.5cm×横3cm)を貼付し，受検票用に写真(縦3.5cm×横3cm)を添付する。
- なお，写真は，制服等上半身無帽，3か月以内に撮影したもので，白黒，カラ-のいずれでもよい。(写真の裏面には，出身中，氏名を明記する。)
- (4) 出願については，出願書類と一緒に下記の切手を同封し，直接本校に申し込む。

切手用途	出願者数		
	人数		
	1人の場合	2人の場合	3人の場合
願書受領の通知，受検票(学校宛て) (長形3号封筒) 普通郵便	84円×1枚		
合格通知等(学校宛て) (長形3号封筒) 普通郵便	84円×1枚		

本校中学部からの志願者は，84円切手は不要である。

切手は，受検しない場合も返却しない。

- (4) 公立高等学校との併願は認めない。ただし，鹿児島高等特別支援学校との併願はその限りではない。
- (5) 鹿児島高等特別支援学校を受検し合格した場合や，私立高等学校等への入学が決定し，本校を受検しない場合は，直ちに本校校長に受検辞退の電話連絡を行うとともに，「不受検届」(様式6)を提出すること。

【願書提出先】

〒899-0208 鹿児島県出水市文化町 966 番地 鹿児島県立出水養護学校長 宛て
--

〔3〕入学者の選考

1 選考方法

入学者選考は，調査書，個人記録票，学力検査，医学面接(学校医による健康診断)，適性検査，行動観察及び面接等の結果に基づいて行う。訪問教育の志願者は，出身校長の申出により，選考の場所を自宅等に変更したり，日程を別の日に変更したりして実施できる。

面接は，全員保護者同伴で行う。

医学面接は，本校中学部受検生には行わない。

2 入学者選考日時

令和5年2月17日(金)午前9時～午後3時(予定)

3 場所

鹿児島県立出水養護学校（出水市文化町966番地）

4 学力検査（入学後の学級編制等の資料とする）

- (1) 知的障害・重複障害・訪問教育のそれぞれの課程を志願する者
国語，数学，適性検査（各教科の検査時間は，それぞれ30分間とする。）
- (2) 肢体不自由課程を志願する者
国語，数学，英語（各教科の検査時間は，それぞれ40分間とする。）
教科の学力検査が困難な受検生に対しては，個別に口頭や筆記等による検査をするなど，受検生の実態や状態に合わせて対応する。

5 結果の通知

入学者選考の結果については，令和5年3月1日（水）午前10時にホームページに合格者を受検番号で発表し，出身中学校長にも電話で通知する。また，文書により出身中学校長に入学者説明会資料を添えて郵送する。（発表前日郵送）

なお，入学者選考の結果についての電話等での問合せには，一切応じないこととする。

6 その他

- (1) 検査場に携行できる用具は，次のとおりとし，それ以外は持ち込まないこと。
鉛筆（シャープペンシルも可），消しゴム，鉛筆けずり，三角定規，直定規及びコンパス。ただし，分度器，分度器付きの三角定規，計算機，翻訳機，計算機又は翻訳機付きの時計等，検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。
- (2) 携帯電話等（ウェアラブル端末を含む。）は絶対に検査場へ持ち込まないこと。また，アラーム付きの時計を携行する者は，アラームが鳴らないようにしておくこと。
- (3) 上履き，昼食，飲み物，（試験会場の換気等のため寒さが予想されるので）防寒対策等は，各自で準備する。
- (4) 障害のため受検上何らかの措置を必要とする者は，出願の際に，出身中学校長を通じて電話等で申し出ることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたり，インフルエンザに罹患したりしたことなどにより受検できなかった場合，出身中学校等の校長を通じて出水養護学校長に申出を行うこと。（後日受検可）また，本校が，新型コロナウイルス感染症のため，臨時休校になった場合は，出水養護学校長が，実施日を通知する。
- (6) 下記に示した者は，別室での受検になることもある。
 - ・ 生徒本人は体調不良ではないが，家族に発熱等の風邪症状があったり，家族にインフルエンザの罹患者がいたりする者
 - ・ 2週間以内に，新型コロナウイルス感染症が多発している県外を訪問したり，県外から来た人と接触したりした者
 - ・ マスクを着用できない者
 - ・ 基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する者
- (7) 試験日の2週間程度前から，朝などに体温測定を行うこととし，体調の変化の有無を確認すること。

〔４〕検査における個人情報の簡易開示

鹿児島県個人情報保護条例第２３条の規定に基づき、開示請求等の特例による開示（以下、簡易開示という）を申し出ることができる。簡易開示については以下のとおりとする。

１ 開示内容

学力検査の各教科の得点とする。

２ 申出方法

受検者本人に限り、口頭により申し出る。その際は、本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参すること。

３ 開示方法

教頭又は高等部主事が口頭により伝達する。

４ 開示期間及び時間

令和５年３月１日(水)～３月７日(火)（土曜日・日曜日を除く）

午前１０時から午後４時まで

事前に訪問日時を連絡すること。

５ 場 所

鹿児島県立出水養護学校（小会議室）

６ その他

電話等での問合せは、本人であることが確認できないため、応じないこととする。

〔５〕その他

１ 出願に際しては、必ず本校の学校見学や個別相談等を通して、本校の教育について理解いただいた上で願書を提出する。

２ 出願日までに知能検査や児童相談所の判定意見書の検査結果を個人記録票に記入し、検査のプロフィールや結果報告のコピーを添付する。

３ 入学願書、調査書、個人記録票等は、記入漏れがないよう記入する。

４ 出願手続きを完了した者については、令和５年２月９日（木）以降、願書受領の通知及び受検票を出身学校長宛てに送付する。

５ 入学予定者説明会は、３月７日（火）午前９時～午後０時３０分（予定）に保護者同伴で行う。
詳細は、後日連絡する。

６ 不明な点については、直接本校に問い合わせること。

【 問合せ先 】

鹿児島県立出水養護学校（教頭）

電 話 0996 - 63 - 3400

F A X 0996 - 63 - 3422

（別表） 本校の教育課程

課 程	課 程 の 概 要
肢体不自由	主たる障害は肢体不自由。高等学校（普通科）に準じた教育内容。
知的障害	主たる障害は知的障害。知的障害者の教育内容。
重複障害	知的障害と肢体不自由などを併せ有する（重複障害）。知的障害者の教育内容に加え、自立活動の指導を行う。
訪問教育	障害のために通学して教育を受けることが困難なもの。自立活動と各教科等を合わせた指導を中心に行う。

(別表補足資料) 教育課程の類型

教育課程に関する法令及び学習指導要領に基づき、本校児童生徒の実態に即して基本となる教育課程を次のように編成する。

教育課程	実態の概要	教育課程編成上の留意事項
肢体不自由学級	<ul style="list-style-type: none"> 主たる障害は肢体不自由 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程を編成する。 児童生徒の障害の状態や各教科・科目等の履修の状況により、下学部又は下学年の学習が適切な場合は、下学年代替で実施する。 自立活動を実施する。 児童生徒の実態に応じて、合科的な指導を実施する。
知的障害学級	<ul style="list-style-type: none"> 主たる障害は知的障害 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害教育の指導内容で、各教科等を合わせた指導と教科別、領域別の指導及び総合的な学習の時間(中学部)、総合的な探究の時間(高等部)とで編成する。
重複障害学級	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害と肢体不自由などを併せ有する(重複障害) 下学年代替による学習より知的障害者と共に、主に集団で学習することが適切なもの 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害学級の教育課程を主として編成する。 各教科等を合わせた指導や各教科など、児童生徒の実態に応じて、知的障害学級と共に学習する。 自立活動の時間における指導を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害と肢体不自由などを併せ有する(重複障害) 重複障害学級の児童生徒より、より個別の学習が必要なもの 食事、着脱衣、排便及び洗面、移動等日常生活の介助を必要とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態に応じて、知的障害学級の教育課程で履修可能な教科等については参加する形で編成する。 小集団や個別の学習を中心に編成する。 児童生徒の実態に応じて、各教科等適切な授業時数を設定する。 自立活動の時間における指導を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害と肢体不自由などを併せ有する(重複障害) 重複障害者のうち、障害の状態により健康の保持などを主課題として自立活動を主とした指導が適切なもの 	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動と各教科等を合わせた指導を中心に編成する。 児童生徒の実態に応じて、各教科等適切な授業時数を設定する。
訪問教育学級	<ul style="list-style-type: none"> 障害のために通学して教育を受けることが困難なもの 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態や教育的ニーズに応じた教育課程を編成する。 1回2単位時間、週3回の計6単位時間を標準として実施する。

角 2 封筒のサイズは , 240 × 332mm です。
A4用紙を折らずにそのまま入れる封筒

120 × 235 ミリ

長形3号の封筒サイズは , 120mm × 235mm。

規格内は , 長辺 34cm 以内 , 短辺 25cm 以内 , 厚さ 3cm 以内および重量 1kg 以内とします

定形郵便物	
25g 以内	84 円
50g 以内	94 円

規格内	
50g 以内	120 円
100g 以内	140 円
150g 以内	210 円
250g 以内	250 円